



以下の道路運送車両の保安基準に適合するように取り付けてください。

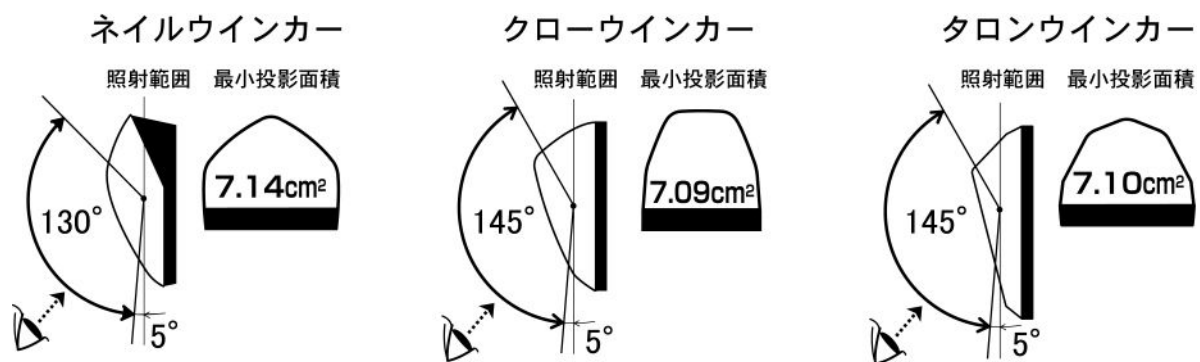
保安基準 第41条

保安基準 第41条 告示 第137条

方向指示器は、方向の指示を表示する方向 100m の位置から昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。

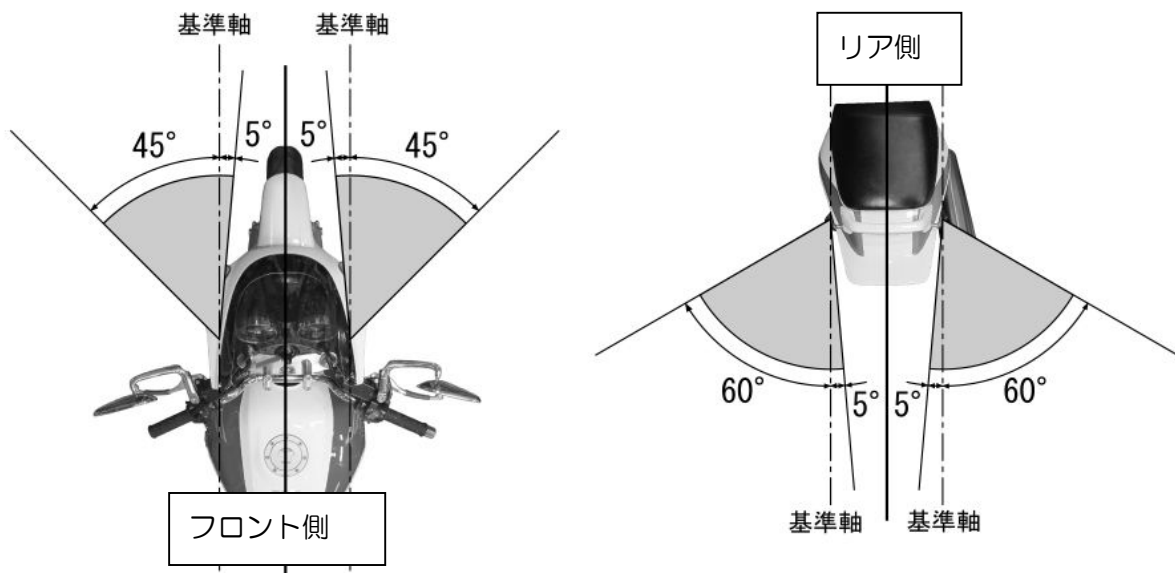
方向の指示を前方又は後方に対して表示するための方向指示器において、光源のW数が10W以上、60W以下であること。照射部の面積が7cm²以上あること。

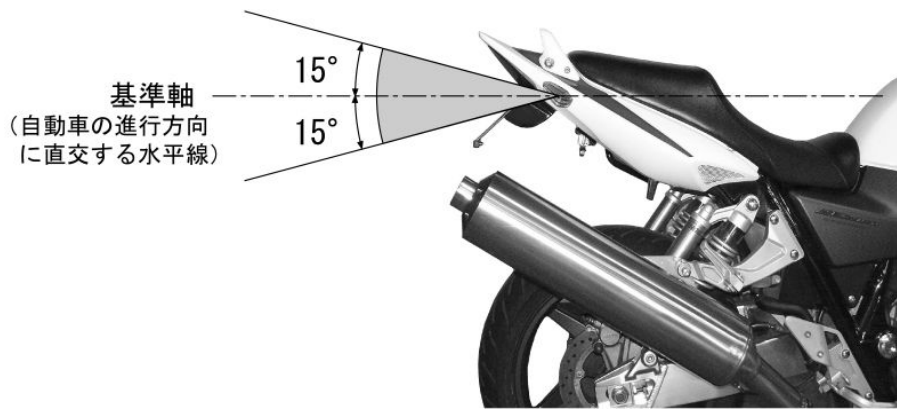
光量を確保するため、照射範囲が車両の進行方向もしくは後方を向くように取り付けしてください。



方向指示器の灯光の色は、橙色であること。

方向指示器の照明部は次に掲げる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。方向指示器の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む上方15°の平面及び下方15°の平面並びに方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面（方向指示器の中心から自動車の前方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向45°の平面より囲まれる範囲及び方向指示器の中心を含む、自動車の進行方向に水平な鉛直面（方向指示器の中心から自動車の後方にある平面に限る。）より方向指示器の内側方向5°の平面及び方向指示器の外側方向60°の平面より囲まれる範囲

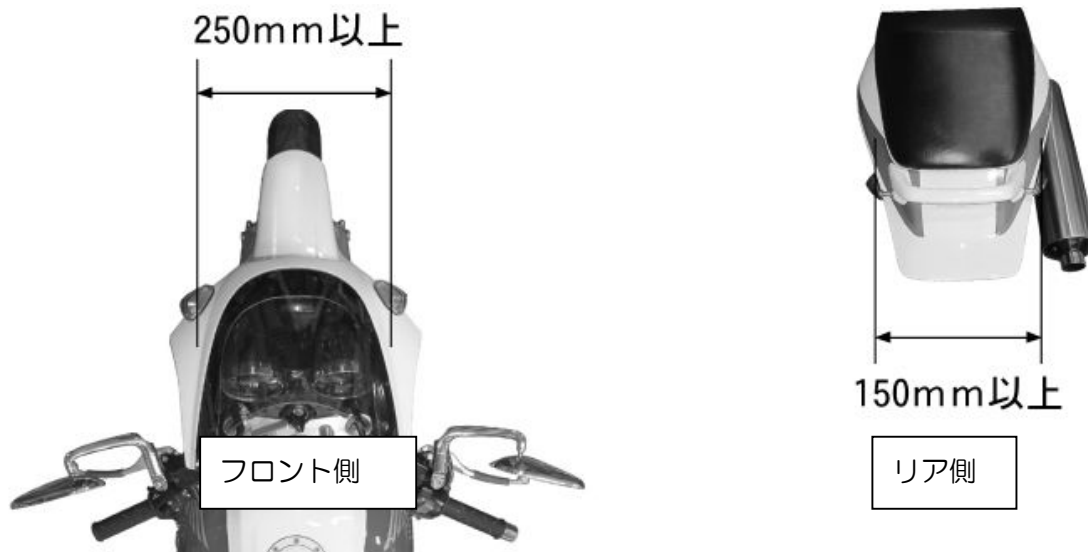




方向指示器は、毎分 60 回以上 120 回以下の一定の周期で点滅するものであること。

方向指示器は、車両中心線を含む鉛直面に対して対称の位置に取り付けられたものであること。

方向指示器は、その照射部の中心において、前方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 250mm 以上、後方に対して方向の指示を表示するためのものにあつては 150mm 以上の間隔を有するものであり、かつ、前照灯又は尾灯が 2 個以上備えられている場合の位置は、前方に対して方向の指示を表示するためのものものにあつては最外側の前照灯より外側に、後方に対して方向の指示を表示するためのものものにあつては最外側の尾灯より外側にあること。



上記保安基準の説明は、書籍『新・道路運送車両の保安基準』平成 21 年 3 月 の一部抜粋です。

完全引用ではありませんので、その他条件によっては車検に通らない場合があります。

当社の表現が含まれており、書籍の文とは完全に表現が一致しない場合があります。

保安基準の内容についての質問は、当社では一切お答えできません。